

議案第63号

鳥取県公共事業評価委員会条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公共事業評価委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公共事業評価委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 県が現に実施している公共事業及び境港管理組合が現に鳥取県内で実施している公共事業について、その費用及び効果の客観的な評価を行うとともに、公共工事の実施方法等に関する提言を行い、もって公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 県が現に実施している公共事業について、その費用及び効果の客観的な評価を行うとともに、公共工事の実施方法等に関する提言を行い、もって公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。